

公的研究費の不正使用防止に関する基本方針

仙台赤門短期大学(以下「本学」という。)では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正、令和3年2月1日改正)の趣旨を踏まえ、本学における研究活動上の不正行動防止、及び公的研究費の適正な運営及び管理を行うため、責任体制を明確にし、以下のとおり取り組みます。

1. 責任体制

(1)最高管理責任者・法人理事長

法人全体を統括し公的研究費の運営・管理について最終責任を負います。

(2)統括管理責任者・本学学長

最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任を負います。

(3)研究倫理教育責任者・本学学科長

教職員等に公的研究費の適正な運営・管理の重要性を認識させる教育を行います。

2. 公的研究費の不正な使用を誘引する要因を除去し、抑止機能を備えた環境・体制の構築を図ります。

(1) 公的研究費の使用及び事務手続きに関するルールについて、明確かつ統一的な運用を図るとともに、公的研究費の運営及び管理に関わるすべての職員に対し周知します。

(2) 公的研究費の事務処理に関する権限及び責任について明確にします。そのために、統括管理責任者・研究倫理教育責任者・本学事務長から構成される、不正防止計画推進部を本学内に設置します。

(3) 公的研究費の運営及び管理に関わるすべての職員に対し、コンプライアンス教育を行い、また本学の諸規則、法令等を遵守する旨の誓約書の提出を求めます。

(4) 公的研究費に係る使用ルール及び事務手続きについて、学内外からの相談窓口を設置します。

(5) 公的研究費の不正使用に関する学内外からの告発等の通報窓口を設置します。

使用ルール等に関する相談窓口・告発(不正行為通報)窓口

仙台赤門短期大学事務部

TEL 022-395-7750 FAX 022-302-5531

E-mail tandai-jimu@sendai-akamon.ac.jp

3. 公的研究費の不正使用を未然に防止するため、不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正使用防止計画を策定・実施し、不正の発生防止に努めます。
4. 本学における公的研究費の不正使用防止に向けた取組について、方針及び手続等の情報を発信するとともに、学内において情報共有します。
5. 不正使用防止を推進するため、実効性のある監査を実施し、その結果を不正防止計画やコンプライアンス教育に反映させます。

以上